# 事業報告 電子マニフェストの現況と取組み

情報処理センター

## 1. はじめに

平成９年６月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の改正により、全ての産業廃棄物の処理委託に際して産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の使用が義務化されるとともに、電子情報を活用する電子マニフェスト制度が創設され、平成10年12月より情報処理センターがシステムの運用を行っている。運用開始以降、電子マニフェストの登録件数は増加傾向を示しており、平成24年度は1,505万件（電子化率30%）となった。

一方、平成24年６月18日、参議院環境委員会において「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を議決する際、「電子マニフェストの普及拡大に向けて、普及率50%以上の数値目標を設定し、その早期達成に積極的に取り組む」という附帯決議がなされた。また、国は第三次循環型社会形成推進基本計画において平成28年度中に電子化率50%の目標を定めるとともに、近く電子マニフェスト普及に係るロードマップを策定する予定である。

こうした状況のもと、情報処理センターでも平成28年度中の電子化率50%達成を目標として引き続き普及促進に努めている。

また、東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故（以下「東日本大震災」という。）による被災地の復旧・復興支援事業を行い、電子マニフェストシステムに関連して「JW災害廃棄物処理支援システム」を開発し、平成23年９月から運用している。

さらに、電子マニフェストの利便性を高めるための新たな取組みとして、ICカードを利用した収集運搬終了報告の簡素化システムの開発及び電子契約事業に着手している。

本稿では、電子マニフェストの現状、普及活動状況等に加え、ICカードを利用した収集運搬終了報告の簡素化システムの開発、電子契約事業等の新たな取組みについて紹介する。

## 2. 電子マニフェストの現状

### 2.1 電子マニフェストの加入者数

電子マニフェストの加入者数は、平成19年以降顕著な伸びを示しており、平成24年度末の加入者数は89,015社（排出事業者：70,792、収集運搬業者：11,720、処分業者：6,503）となっている（図１参照）。

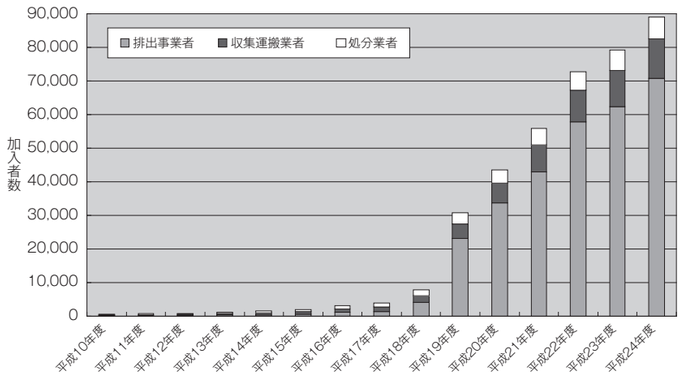



図１　電子マニフェストの加入者数の推移

平成24年度末の電子マニフェスト加入者のうち排出事業者の業種別構成を見ると、医療、福祉（74.3%）が一番多く、製造業（7.3%）、建設業（6.9%）の順になっている（図２参照）。

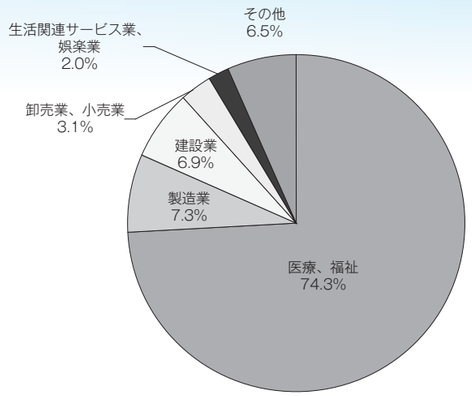



図２　電子マニフェスト加入者の業種別構成（平成25年３月末現在）

また、都道府県別に見ると東京都（12,221）が最も多く、次いで神奈川県（7,191）、静岡県（7,049）の順である。静岡県の加入者数が多いのは、静岡県の公共工事で電子マニフェストの利用が義務付けられていることが要因と考えられる（図３参照）。

### 2.2 電子マニフェストの登録件数

電子マニフェストの登録件数は、加入者数の推移と同様に平成19年度から急増し、平成24年度は1,505万件となっている。電子マニフェストの登録件数と紙マニフェストの推計発行枚数を合わせたマニフェスト総数を5,000万件とすると、電子化率は30%となった（図４参照）。

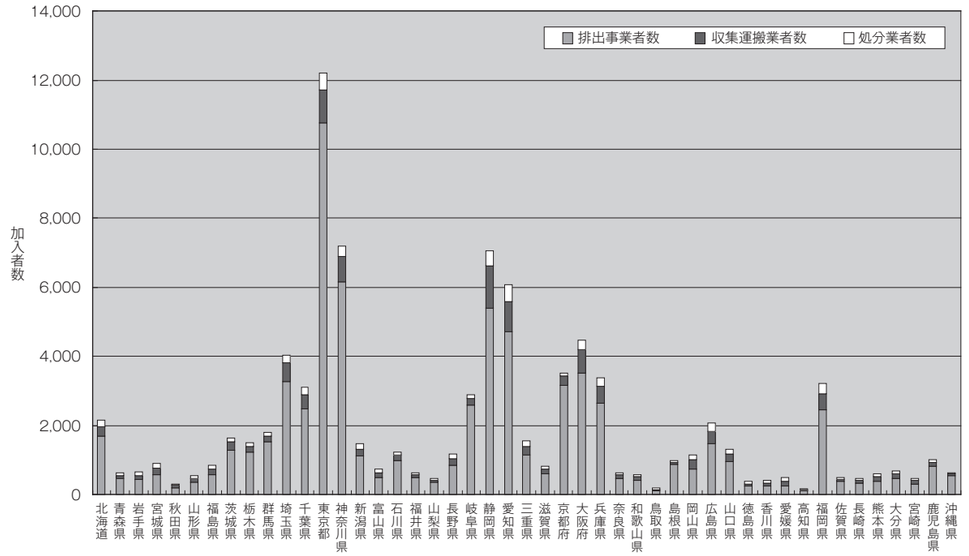



図３　都道府県別の電子マニフェスト加入者数（平成25年３月末現在）

# 電子マニフェストの現況と取組み

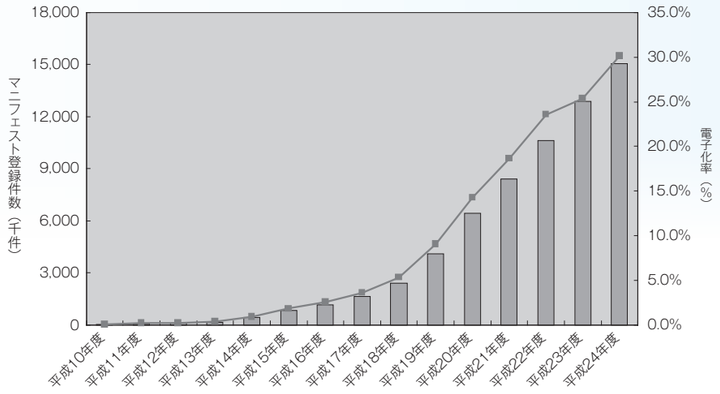



図４　年度別電子マニフェスト登録件数と電子化率の推移

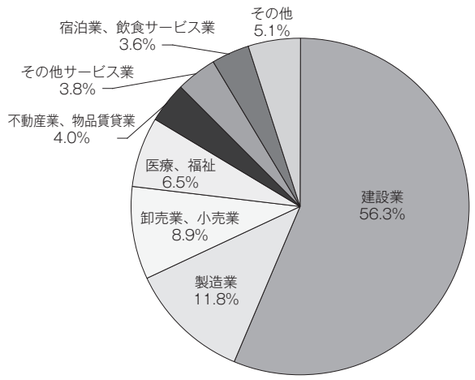



図５　電子マニフェスト登録件数の排出事業者の業種別構成（平成24年度実績）

また、排出事業者の業種別の電子マニフェスト登録件数は、建設業の利用が全体の56.3％を占めて最も多く、次に製造業（11.8％）、卸売業、小売業（8.9％）の順となっており、この３業種で全体の77％を占めている（図５参照）。

## 3. 東日本大震災復興支援

### 3.1　JW災害廃棄物処理支援システム

**１）概要**

東日本大震災により、膨大な量の廃棄物が発生しており、これらを適正に処理するには、廃棄物の種類別の量、収集運搬・処分の行き先等のデータ管理を集積場から行うことが重要となる。本来、これらの廃棄物は事業活動に伴って生じた産業廃棄物ではないが、その廃棄物を市町村・県等が管理するためのシステムとして、電子マニフェストを一部改修した「JW災害廃棄物処理支援システム」を開発し、平成23年９月より運用している。

**２）利用例**

仙台市では、約135万トンの災害廃棄物を東部沿岸地域にある３箇所のがれき搬入場に種類別に保管し、リサイクルを進めながら処理している。その際の災害廃棄物の適正管理にあたってトラックスケールによる計量システムと合わせた「JW災害廃棄物処理支援システム」を導入（EDI方式）している（図６参照）。

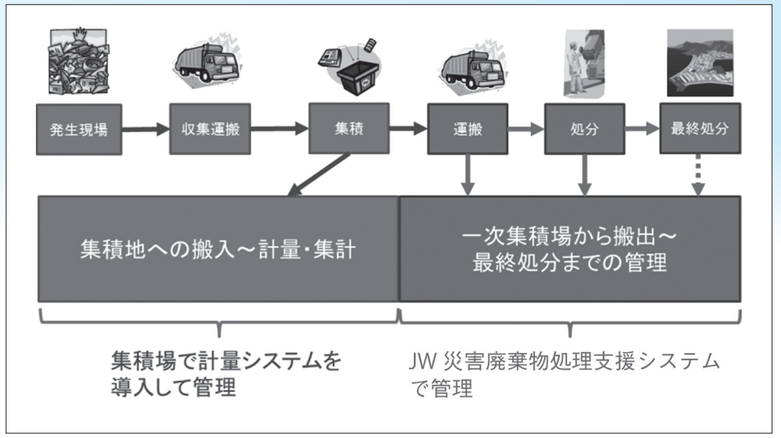



図６　仙台市での運用イメージ

### 3.2　放射性物質汚染廃棄物等管理システム

放射性物質に汚染された廃棄物及び除染に伴い発生した土壌・廃棄物による健康影響や環境汚染を防止するうえで、これらの放射性物質汚染廃棄物等の発生・排出から最終処分の過程において、長期間にわたり、適切な情報管理が重要かつ不可欠である。

今後、除染作業が進むにつれ、放射性物質に汚染された廃棄物等の管理の需要が高まることが予測されるため、JWセンターは、電子マニフェストシステムの知見を活用し、除染廃棄物等移動及び除染廃棄物等保管台帳の情報を管理するための「放射性物質汚染廃棄物等管理システム」を開発した（図７参照）。

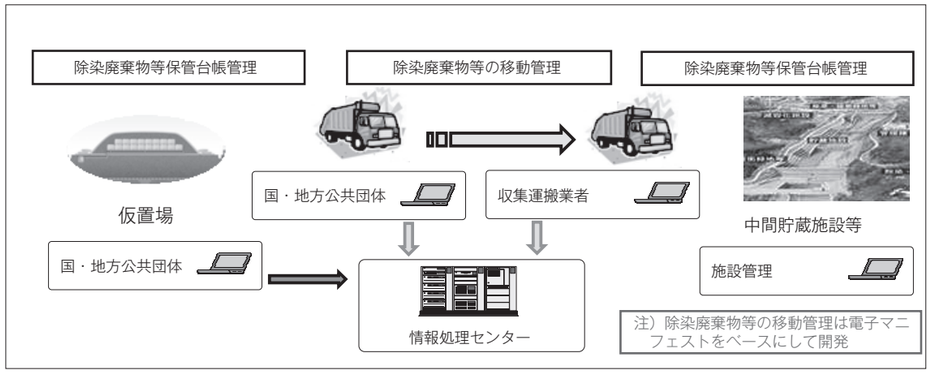



図７　放射性物質汚染廃棄物等管理システムのイメージ

## 4. 新たな取組み

### 4.1　ICカードを利用した運搬終了報告機能の開発

収集運搬業者が電子マニフェストの運搬終了報告をする際に、事務所に戻ってパソコンに入力する手間を簡易化するために、ICカード、スマートフォンを利用して簡単に収集運搬終了報告ができるシステム（以下「ICカード方式」）を開発している。

# 電子マニフェストの現況と取組み

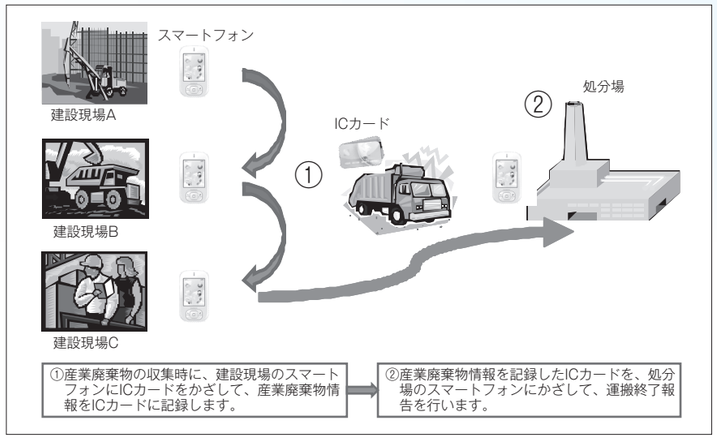



図８　ICカード方式の運用

排出事業者は委託契約書を基に産業廃棄物情報を事前登録し、排出現場でスマートフォンを用いて事前登録した産業廃棄物情報を呼び出して、引き渡す産業廃棄物の確認を行いマニフェスト登録を行う。その後、収集運搬業者はスマートフォンにICカードをかざして、マニフェスト情報をICカードに記録し、産業廃棄物の受渡確認を行う。運搬終了報告も処分場で、処分業者が所有するスマートフォンから運搬終了報告画面を呼び出し、ICカードをスマートフォンにかざすだけで、簡単に報告ができるものである。

- ◆ 排出事業場では、スマートフォンによる簡単操作でマニフェスト情報の登録が可能。
- ◆ 収集運搬業者はICカード操作により運搬終了を報告することが可能。
- ◆ マニフェスト情報をICカードに記録するため、紙伝票は不要（ICカードが紙伝票の代替となる）。
- ◆ 本社・支店等が、産業廃棄物の登録（委託）パターンで産業廃棄物処理業者をチェックできる。

本ICカード方式は、今後試行稼働を行い、運用方法等の見直し等を経て、本年10月より本番稼働する予定である（図８参照）。

## 4.2　電子契約の保管・閲覧機能の開発

電子化された廃棄物処理委託契約書を長期間にわたって安定的かつ安全に保管でき、また、電子契約情報の登録・検索・閲覧等ができる機能を開発している。

今後、電子契約の普及が進むことにより、電子化された契約書の情報と電子マニフェストの情報を利用したサービス等、利用者の利便性の向上が期待される（図９参照）。

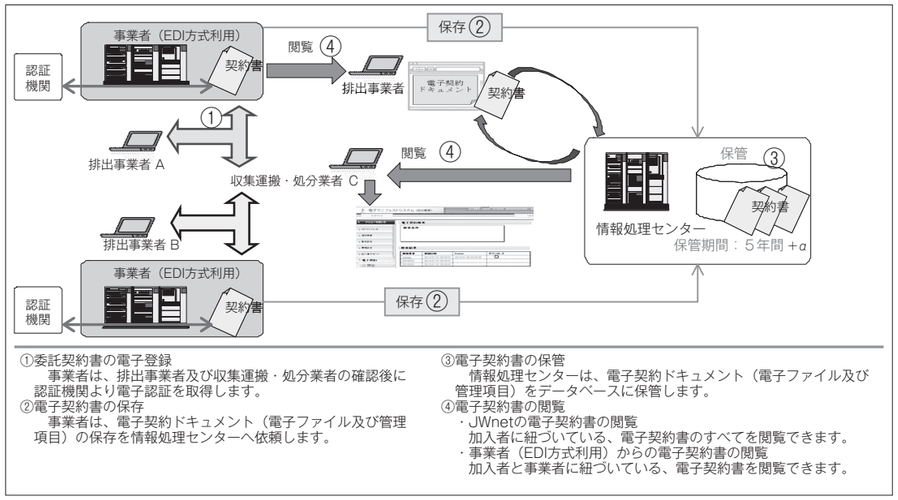



図９　電子契約の登録・検索・閲覧機能のイメージ

## 5. 電子マニフェストシステムのサポート

### 5.1　サポート体制

電子マニフェストシステムの操作等については、電話及びメールで一日に平均130件ほどの問合せに対応してサポートしている。

問合せのほとんどがWeb方式に関するものであり、具体的には排出事業者・処理業者から加入等の手続き、システムの基本設定、登録、照会、修正・取消等、多岐にわたっている。

そこで、平成25年４月１日より電子マニフェストサポートセンターへの通話料無料化を実施している。

問合せ先　公益財団法人　日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストサポートセンター
TEL　0800－800－9023
月曜日～金曜日／９：00 ～ 17：00

### 5.2　JWセンターホームページの活用

平成25年１月より、利用者が知りたい情報にアクセスしやすいようにホームページのリニューアルを行った。電子マニフェストの概要や加入手続きについて説明したページと、加入者向けに具体的な操作マニュアルや変更手続きなどを記載したページを分けて、それぞれに必要な情報を提供している。

特にFAQ（よくあるご質問）の充実化、電子マニフェストのオンラインヘルプ機能を改善することにより、加入者の疑問に速やかに回答できるようにした。

URL:http://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.shtml

### 5.3　Web方式のシステム改善状況

加入者からの操作性の改善要望も踏まえ、電子マニフェストシステムの改善を逐次行っている。平成24年度の主な改善事項は表のとおりである。

表　Web方式のシステム改善事項

| 対象機能 | 改善事項概要 |
|---|---|
| マニフェスト情報照会 | ①照会結果一覧を並べ替えた場合、並べ替えた順番で受渡確認票等を印刷できるように改善した。<br>②修正承認待ちのマニフェスト情報は、修正箇所を確認できるように改善した。<br>③修正承認待ちのマニフェスト情報について、未承認である収集運搬、処分業者の加入者番号の横に、未承認であることを表示した。 |
| マニフェスト登録等 | 処分業者情報を入力する際、処分業者を選択後に処分事業場を選択する操作を簡素化し、１回の操作で処分業者と処分事業場を選択できるように改善した。 |
| 環境設定－入力パターン設定 | 既存の入力パターンを活用して新しい入力パターンを簡単に作成できるように改善した。 |
| マニフェスト情報の修正・取消 | 修正機能と取消機能を分割して、誤操作の防止を図った。 |
| インフォメーション | 「加入者名称・住所」、「許可番号」、「処分事業場の名称・所在地」、「積替・保管施設の名称・所在地」が変更された場合に、その旨を表示した。 |
| 基本設定 | 基本設定に車両番号設定機能を追加して、車両番号を一覧から設定できるようにした。 |
| 運搬・処分終了報告 | ①事前に設定した車両番号を呼び出して、簡単に入力できるように改善した（運搬）。<br>②運搬・処分終了報告一覧の中にマニフェスト情報の状態を表示して、「承認待ち」となっていることを一目で確認できるように改善した。<br>③処分終了報告結果一覧画面から受渡確認票を印刷できるように改善した。 |
| 仮パスワード再発行 | Web画面から自動的に仮パスワードを再発行できるようにした。<br>※本機能の利用には事務担当者のメールアドレスが登録されている必要がある。 |

# 電子マニフェストの現況と取組み

### 5.4　各種行政報告を作成するサービスの提供

JWセンターでは、１年間（４月～翌年３月）に登録した電子マニフェスト情報について、当該事業場を所轄する都道府県知事等へ「電子マニフェスト登録等状況報告書」を提出している。これにより、排出事業者は電子マニフェストを利用した分については行政への報告が不要になる（紙マニフェストを利用した分は別途報告が必要）。

また、下記のような廃棄物処理法や条例などで規定している各種行政報告書を作成するための基礎情報を提供するサービスも行っている（各事業者がこれらのデータを利用して報告書を作成し、自ら都道府県知事等へ報告することが必要）。

① 特別管理産業廃棄物処理実績報告書（対象：排出事業者）
② 運搬実績報告書（対象：収集運搬業者）
③ 処分実績報告書（対象：処分業者）

## 6. 電子マニフェストの普及活動

電子マニフェストの普及については、国会の附帯決議で示された普及率50％の早期達成を目標に、自治体、各業界団体、ASP事業者等と連携して取り組んでいる。

### 6.1　電子マニフェストシステムのPR

電子マニフェストシステムへの加入を促すため、電子マニフェストシステムの仕組みや利用のメリット、有効性等について広報活動を行っている。ポスター、リーフレット等を作成・配布するとともに、展示会等に出展するなどの活動を行っている。

また、電子マニフェストの導入によるメリットや実施の運用事例を説明する研修会を開催し、加入促進を図っている。

### 6.2　操作説明会の開催

定期的に、又は要望に応じて電子マニフェストの操作に関する説明会を開催している。平成25年５月からは、JWセンター会議室において操作説明会を定期的に行うこととした。ホームページ上で操作説明会への参加申込みの受付を行っている。

＜アクセス方法＞

ホームページトップ＞イベント＞電子マニフェスト操作説明会の申込み

URL:http://www.jwnet.or.jp/jwnet/event/index.html

## 7. まとめ

JWセンターでは、電子化率50％に向けて総合的な普及促進活動を積極的に展開するとともに、引き続きシステムの安定運用と利便性の向上を図っている。

また、東日本大震災からの復興に向けた事業や、電子契約等の新たな価値を提供していくことで、電子マニフェストを取り巻く周辺環境の整備も図っていきたい。